

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜発電所1号機及び2号機設計及び工事計画認可申請並びに高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等))【1】」
2. 日時：令和5年2月1日(水)10時00分～11時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官
技術基盤グループ
システム安全研究部門
山本技術研究調査官

関西電力株式会社：

燃料保全グループ チーフマネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・高浜発電所1号機及び2号機設計及び工事計画認可申請の概要(1、2号機使用済燃料ピットの未臨界性評価変更)(令和4年12月23日提出資料)
- ・高浜発電所1、2号機使用済燃料ピットの未臨界性評価の変更に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(令和4年12月23日提出資料)
- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料【使用済燃料ピット未臨界性評価の変更に伴う変更】(令和4年12月23日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の伊藤です。それではこれからSFPの設工認と保安規定のヒアリング、初回のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:12	資料としてはパワポと補足説明資料とあと申請書を適宜使いながらということになるかと思っています。
0:00:25	資料には一通り目を通しておりますして、
0:00:29	えっとですね普通の申請であれば最初に申請概要の説明とかをいただくとは思いますが、今回許可でやった内容等、大体中身はわかっているかなという感じなので、
0:00:44	関西電力側からと、特別、
0:00:48	プラスで説明しておきたいとかそういうことがあれば、説明いただいてもいいんですけども、なければ、質問から入りたいかなと思っておりますが、
0:00:59	衛藤関西電力側いかがでしょうか。
0:01:03	その際電力の福原です。本日お時間いただきましてありがとうございます。その進め方で、こちら結構ですので、よろしく申し上げます。
0:01:13	施設をイトウです承知いたしました。それでは規制庁側からの質問に入り、
0:01:22	たいと思いますけれどもちょっとお待ちください。
0:01:36	規制庁鈴木です。
0:01:40	今回の設工認と保安規定の変更認可申請につきましては、藤奥調査官、中川上席安全審査官私、
0:01:50	都築安全主任審査官、それから伊東審査官。
0:01:55	のH、
0:01:56	体制でやっていきます。
0:01:59	それで
0:02:01	設工認の中で一部専門的なところにつきましては、
0:02:07	許可の時に入っていただいていたシステム安全部門のヤマモト技術産業の参加も一部あります。そういった体制でやっていきます。
0:02:21	実際にまず、設工認の方から、
0:02:26	確認したいところをやっていきます。
0:02:34	基本的に
0:02:38	設計方針、それから、実効増倍率の計算の、
0:02:45	条件設定の考え方、
0:02:51	日、それから計算。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	野間。
0:02:55	結果の見方というところについては設置変更許可の審査の中で、
0:03:01	詳細に技術的に聞いてきたところですので、
0:03:06	その内容特段変更なければ、今回はそれが適切に入っているかという。
0:03:12	観点で設購入は見ていきたいと思っています。それから保安規定の方につきましては、
0:03:20	新燃料の
0:03:22	95 条、それから、
0:03:24	使用済み燃料の 9079 十八条の部分で、SFPへの貯蔵の仕方として、 燃焼度ごとの
0:03:36	領域設定これを撤廃するという、
0:03:40	内容になっているかと思いますのでそこについても、記載が適切に変更されているかという観点だけ見ていきたいと思っております。
0:03:51	ですすね許可の段階で 1 点だけ、最終的な
0:04:00	上条件というか計算結果。
0:04:04	が示されずに、借り入れやっていた部分これは
0:04:12	臨界の判定、0.98 を使うときに、
0:04:16	事案数の規格に基づいて 0.98 を使うその時に、各種不確定性を考慮するところここでこれについて、実際の評価、
0:04:28	については、許可の段階ではやらずに、
0:04:33	これまでの実績からすると、コンマ 02 を主、上回ることはないだろうということコンマ 02 で、
0:04:42	確認をしておくことやりましたのでこれは今回申請書の中で、実際に添付書類側の方で、
0:04:50	ついておりますのでそこんところの内容については、確認していくということになると思っておりますのでその部分で先ほど
0:04:58	システム安全の専門知識を持ったヤマモト技術参与の参加をいただくというような体制になります。
0:05:07	ではその技術的な内容に入る前に、申請の申請書の体裁の確認を、
0:05:17	簡単にしていきたいと思えます。まず、
0:05:22	要目表ですけど、
0:05:27	計測制御系統施設の方で、制御棒クラスターを
0:05:34	これまでは、
0:05:38	藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:39	燃料貯蔵施設側の方と兼用をかけていたところを、今回必要なくなるので、兼用外しますというのが要目表の変更として、
0:05:52	入っています。それに基づいて、
0:05:55	貯蔵施設側の方の、
0:06:01	主要設備リスト。
0:06:17	こちらの方が何かしら、
0:06:21	変わる可能性があるかなというふうに見てたんですけども、
0:06:28	1号機の申請書どう。
0:06:31	ローマ数字2の、
0:06:34	2-6-20 ページというところに主要設備リスト。
0:06:40	について、
0:06:44	説明があつて、もともと表2で兼用する場合の、
0:06:50	設備リストってのがあつてそれが削除されていて、表1だけになっていると、そういうことなのかなというふうに、
0:06:59	理解していますこの理解は正しいでしょうか。
0:07:04	はい関西電力の平野でございます。ご認識の通りでございます。投票人の方で制御棒に関しましては計測制御施設と兼用をするという旨を記載しておりましたけども、
0:07:14	衛星情報の保険を外れますので、評議員の方は削除させていただいております。
0:07:19	はい規制庁ツツキでこれで制御棒の登録が整理されたということで、
0:07:26	ちょっとだけ
0:07:28	資料、申請書の体裁で聞きたいんです今のページのところで、
0:07:32	表1に、主要設備リストを示すという文章はあるんですけど、
0:07:38	表1自体が何かついているのかついてないかちょっとよくわからなくてですね、探したんですけど見当たらないんですがこれどこ。
0:07:46	ついてるもんですかそれともつけていないんでしょうか。
0:08:06	この利率を答えた。はい。関西電力の平野でございます。今回申請させていただきました資料の中に表1というものをつけておりません。なぜかといいますと表1の方には変更がないから、
0:08:17	伊丹衛藤今回の申請書から、
0:08:20	伝えさせていただいていないものというくださいます。
0:08:24	規制庁数です。
0:08:26	表1っていうのは基本設計方針に、
0:08:31	付随している。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:33	ものだから変更しないところは変えないということなのかそれとも、
0:08:37	基本設計方針そのもの、
0:08:41	だということであれば、規則に従って変更前後。
0:08:46	なりが示されると思うんですけれども、これ、通常何か変更前後で示すような、
0:08:52	表だったと思うんですけれども、素行はあえてつけられないっていう変更なしという形で、
0:09:02	つけられない何か理由は何かある施工なんか事例が今まであるんでしょうか。
0:09:19	ありがとうございます。関西電力の平野でございます。すみません。過去事例で、このように関係のない部分、記載しているかといえば、事例に関してはちょっとすみません社内の方で確認させていただきまして、
0:09:30	必要でございました過去事例になっていると訂正の方させていただきますと思います。
0:09:35	はい規制庁スズキです一般的に関西電力の
0:09:39	申請書でも通常は主要設備リストは、基本設計方針の一部として、
0:09:46	規則に従って変更前後表という形でついているのは一般的かと思っておりますけれども一応関西電力社内の
0:09:55	他の案件と確認していただいて、必要があればそれをつけるというふうに、
0:10:02	していただくのがいいかなというふうに思います。
0:10:06	なるべくわかりやすいために変更前後表を付けるのが一応目的になっておりますので、ご確認ください。では、
0:10:15	具体的に内容に行きますけれども、
0:10:21	今回許可の本文として、
0:10:30	臨界防止のところの説明を過去
0:10:37	中性子吸収体を使うですとか領域を設定するというふうに言っていたところを、
0:10:44	基本設計方針の中で、書いてきていてそれが、
0:10:49	1号機の申請書でいうと、ローマ数字2のアラビア数字で2-6-8ページの
0:10:56	真ん中下側ぐらいのところのまた書きかと思っておりますけれどもこれが入っていると。
0:11:03	いうことでよろしいですね。
0:11:07	はい。その通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:11	規制庁鈴木です。はい、ありがとうございますそれから、
0:11:26	えーっとですね今回、
0:11:29	基本設計方針、
0:11:34	オリジナルというか許可ではと、特段何かそうそのままではないんですけども、
0:11:39	基本設計方針の中で書いてる部分が、同じく2-6の14ページの、
0:11:48	可搬型スプレイ設備は下りで一番最後の行から、
0:11:54	次のページに掛けてやはり臨界防止の説明が、
0:11:59	あるんですけども、
0:12:00	ここも設備の、
0:12:04	説明の中で、
0:12:06	下、関連してくる部分の記載が、
0:12:10	あるので、そこは変えてきたということでしょうかそこはちょっと確認をしたいと思います。
0:12:18	はい。関西電力の平尾でございますとご認識の通り江藤ミイ議会評価に関する関連箇所になりますので、
0:12:25	現実の部分とあわせて変更させていただいていることでございます。以上でございます。はい。規制庁鈴木です。
0:12:31	そうするとですね
0:12:34	文言としては似たようなところが、
0:12:37	あるんですけどここは、主語が、可搬型スプレイ設備わあのところなので、
0:12:43	そこに手順等で想定される。
0:12:46	給水スプレイ、蒸気条件であっても、臨界防止できるっていうような、
0:12:53	2人が先ほどの
0:12:55	構造のところ、冷却設備かな、あっちの方と、
0:12:59	同じような、一般的な書き方になってるんですけどここ可搬式スプレイ設備はが主語なので、
0:13:08	そこに注水とか、
0:13:10	蒸気条件っていうところが、入ってくると、いまいち、
0:13:16	よくわからないなあと。
0:13:18	いうところで実際には、
0:13:21	設備の観点からいうと、まず、
0:13:26	DB施設の多様性拡張として使う、注水の段階があって、
0:13:33	それから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:36	ホースを使うための送水車と、
0:13:40	の或いは放水砲の部分も含めた上で、
0:13:46	最終的に
0:13:49	これらの基準に基づいて想定される。
0:13:53	注水スプレー及び蒸気条件であっても、臨界防止できるということに、
0:13:59	なると思うんですけど、それらが
0:14:03	関連していることが、
0:14:05	スプレーのところで読めなくなってしまうのがちょっとよくわからないの と、
0:14:10	もしそうであれば、注水設備だったり、代替注水設備だったり、注水設 備っていった先ほど言った多様性拡張の方ですね。
0:14:21	それから代替注水設備であったり、それから、
0:14:26	送水車等をによる放水。
0:14:29	こういったところにも関連して、
0:14:33	何かしら書いた方が、
0:14:36	よくないかという。
0:14:38	気はするSIMMER一方で、
0:14:40	あえて設備のところはそんなことは書かないというやり方で前段のと ころで、
0:14:45	そういったことをやったときに、そういった条件においても臨界を防止で きるようにするんだよっていう、
0:14:52	入口だけにしておくという手もあると思うんですけど、なぜこの可搬型ス プレー、
0:14:59	設備のところでそれを押し込めようというふうを考えられたんですか。
0:15:05	関西電力の福原です。少々お待ちください。
0:15:57	お待たせいたしました。関西電力の黒野でございます。この加算型設備 の部分の手順等を基に数想定するという記載をさせていただいている 件に関してですけども、
0:16:11	変更前の部分にほぼ同様の記載がございますので今回変更になる部 分に関しましてと、
0:16:18	今回変更させていただいている部分です。
0:16:21	でございます。確かに、それ以外の部分には存在しないという部分があ ると。違和感があるかなというところはあるかもしれませんがまずあ の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:32	変更前の体裁に合わせてまして変更後の文書を作成させていただいた次第でございます。すいません、副監査役原ですけども、ヒラノ言った通りなんですけども、なるべく元の当分、
0:16:46	あまりいじらずに新しくなん変わった内容を少し溶け込ませて書いた結果がこの、今、現状の仕上がりの変更後の内容になっていると、いうことでございます。
0:16:58	規制庁沿いでそれは2-6-15 ページのところの、
0:17:03	1行目からいかなる一応な水味噌であっても、事故増倍率は0.98以下で臨界を防止できるっていうのは変更前ですね。
0:17:12	で、これって、
0:17:17	基本的に設備にかかわらず、炉物理の条件として振ってみましたよっていうことなので、もともとここに書いてあったっていうこと自体が、
0:17:27	駄目ではないけど、若干違和感があって、設備と関係ない条件を設定するっていうことに、可搬型スプレイ設備だけなんか引っかけて書いてある。
0:17:39	いろんなバリエーションの設備があって、
0:17:42	炉物理的には大丈夫ですよって書いてあったんだけど、今回の設置変更の内容、
0:17:50	に基づいたこの設工認としては、
0:17:53	もう設備に、要するに既存の設備で、
0:17:58	想定されるような条件で、臨界であっても臨界を防止できるんだっていうところに、
0:18:06	限定をかけたわけですね。ですので、設備とこれ、完全にリンクするので、同じような場所に押し込めて書いてきましたって言われると、
0:18:17	何で可搬型スプレイ設備だけなのっていうふうな疑問がやっぱり出てきてしまうということで、
0:18:23	構成を変えたくないんじゃないかと、そもそも条件、まるっきり変えたので、設備とリンクして書きたいのであれば、設備とリンクしたことをしっかり、
0:18:36	書くべきだと思うし、基本設計方針の中で設備のその設計方針について、臨界にどのように寄与するかっていうところを1個1個別に書かなくても、全体の部分で、
0:18:49	臨界防止できるようにするんだよっていうところが設備と関連して、してるんだよって全部にあって、各設備の説明が出てきているのであれば、そこは、
0:19:01	添付書類側の方でしっかりそれを引き取ってですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:04	どういう条件設定にするんだってところが書いてあれば、特段問題ない気がするんですけど。
0:19:11	設備のところこだわりの理由は何かあるんでしょうか。
0:19:20	あ、関西電力の福原です。
0:19:23	設備のところ書きたいというこだわりは特にございません。もともと政令認可になっている内容に対して、今回、変更が加わった部分を、手を加えていったというのが我々の今回の文書作成のプロセス先ほど申し上げた通りなんですけども、
0:19:42	その時にもともとの内容が、もっと何かちょっと据わりの悪い候補になってましたねということ、杉さんの方がおっしゃられたように受け取ってるんですけども、我々としては、
0:19:58	に変更前の認可内容に対して変更があった部分を変更、新しく書き換えた、新しい内容に直しているというところでございますので、
0:20:09	ちょっとこれ以上堂々直せばいいのかっていう多分いろいろな押し方あると思うんですけどもそれをしていくと結構いろんな直し方があるなと思っててですね、なかなか収束。
0:20:25	議論が収束しにくいのかなともちょっと今危惧してるところです。
0:20:30	規制庁数月特段議論はなくてですね、関西電力がどのように基本設計方針を描きたいかだけなので、
0:20:38	前段として設備に絡めて臨界を防止するという方針が、
0:20:44	書かれていてそれで各設備のところでのどのように臨界の防止に関わってくるかってことを書きたいのであれば、関わってくる設備には一通り、
0:20:54	書かれた方、書かれないと、よくわからないですねってことを申し上げてるだけです。
0:21:00	で、先ほど言いましたように、各設備の基本設計方針に臨界に関わるかわらないかっていうところは、各設備の設計には特段かわらなく関係ない話であって、
0:21:13	総合的にそれらの設備が関わってきた時に臨界防止できるかどうかという話に今回の設置変更許可はしたというふうに我々は理解しているので、
0:21:25	臨界防止は臨界防止で、
0:21:28	しっかり書いてあれば、それ以上でもそれ以下でもないと思うんですけども、あとは関西電力がどう書きたいかだけだと思いますので、我々特段この記載について、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:38	設備のところの書き方の記載について議論するつもりはないので、関西電力でどうしたいかってところか、書いていただけるで、現状のままだと。
0:21:48	なぜスプレイのところだけに書くんですかっていう疑問が残るのでそこは、許可のときに説明されたような手順に係る設備、
0:21:59	その設備に通引がかかってないとおかしいというふうには我々は思いますということだけです。よろしいでしょうか。
0:22:10	はい。関西電力の福原です。おっしゃられることは理解いたしました今回設置許可を受けて、臨界を担保するための条件の部分ですが、今までいかなる水密度であっても云々というところが、
0:22:29	各水分条件を今回変えましたというところを、まず
0:22:34	例えば私今お聞きしてこういうアイデアなのかなと思ったので、申し上げますと、まずはそれをどっか別のところで最初に言うんですかねどっかでまず言って、あと設備、
0:22:47	のスペックっていいですか設計の部分については何も変わっていませんので、そこについてはいじらないっていうか、そういった書き方が、この基本設計方針としては
0:23:00	より明快になるのではないかというコメントかと受け取りましたので、ちょっとその線で作文といいますか、この書きぶりを見直してみたいと思います。
0:23:15	はい規制庁杉下のコメントしたつもりはなくて、今だったらわからんよくわからないんじゃないですかということをお聞きしたわけですので、
0:23:24	関西電力としてよくわからなくなっちゃうなということであれば、何かしら修文を考えられるのは、我々はそのなん、結果を見て、
0:23:34	判断したいと思いますのでよろしくお願いします。
0:23:37	では続いてですね、
0:23:41	今今回のその設置変更の内容を受けて、設工認として、
0:23:49	その臨界防止の
0:23:50	ところが、全体的に結果が変わるということで、
0:23:56	私の
0:23:59	理解はですね従前ですね。
0:24:02	ええ。
0:24:04	新規制の時の添付書類側の方で、
0:24:11	これは、
0:24:18	ちょっと新規性戻るんです新規性の資料 19。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:22	の、
0:24:24	別添 1 を見られますでしょうか。
0:24:31	可能でしたら準備ができたらお声掛けください。
0:25:55	はい。関西電力の平野でございます。衛藤。
0:25:58	機構の資料 19 の方、確認しております。
0:26:02	はい。その別添 1 の 6 ページ。
0:26:06	をお願いします。
0:26:23	はい。別添 1-6 確認しております。はい。規制庁スズキその真ん中あたりの各領域への燃料貯蔵の可否を判断する際には、これ
0:26:33	燃焼度ごとの領域設定をピットの中の講師にしていくというところのくだりですけれども、
0:26:43	その
0:26:46	次の、
0:26:48	段落、第 1-3 図中の、
0:26:52	緑色の線は、図はいいんですけど、
0:26:55	ここが
0:26:57	減。
0:26:58	現在時点第 28 サイクル装荷前、
0:27:02	使用済みのエビデンスを、
0:27:04	貯蔵されている制御棒クラスタ
0:27:07	高浜 1 号機 114 タイを考慮した場合の、
0:27:12	という記載になっていて、
0:27:14	この 28 サイクル装荷前がいつの時点かというところはちょっと置いといたとしてですね。
0:27:20	高浜 1 号機 114、これ 1 号機で見えますけど 100、114 体って書いてあるのは、
0:27:27	制御棒クラスタ自身は先ほどの、今回の申請書で、
0:27:32	制御棒クラスタの要目表で 48 個登録されて、
0:27:38	いて、だから、残り足りない部分っていうのは、
0:27:43	審議したときに、基本設計方針の中で示したSFPをの中性子吸収防集をタイで補填、
0:27:53	するということもりでいて、ただ、残念なこれ使用前検査は、
0:27:59	申請を取り下げる変更されたので、現状は、
0:28:05	足りていない状況です。この状態を是正するために今回の
0:28:10	設置変更或いは設工認の変更それから保安規定の変更っていうのを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:15	やっていくんですというふうに理解してるんですけどもそれ、それで大丈夫、間違いないでしょうかね。
0:28:23	はい。関西電力の平尾でございます。その認識を誤りございまして現状補足す。
0:28:31	説明資料の最後のページの資料をちゃんと言って、本日の設計及び工事計画認可申請補足説明資料という、
0:28:40	イデの通しページの 17 ページ目に、
0:28:43	現在の内挿物の保管状況の図を示させていただいております。
0:28:48	こちらの方した納涼会、2 段目のところに制御棒クラスタの現在の保有数、記載させていただいてますけども現在 SC 渥美燃料ピット内 11、114 台を有し、
0:29:01	ております。
0:29:05	あ、規制庁鈴木です。これは全部、
0:29:08	検査を受けているものなんですが
0:29:11	計測制御系統施設として、
0:29:24	やれちゃう。
0:29:35	規制庁ツツキサノ実際物があるっていうのは別に
0:29:39	事実として、何も変わらないと思うので、
0:29:42	構わないんですけど、私は今手続き上の是正の話を聞こうと思っているので、
0:29:48	現状この
0:29:50	制御棒クラスタって今日の説明し、資料の中の、
0:29:57	補足説明の 17 ページに書いてある 1 号 914 タイ制御棒クラスタ-2 号機は 113 タイ制御棒クラスタが、
0:30:05	あるというこの
0:30:07	数値そのものはですね要目表の計測制御系統施設の要目表に、
0:30:15	書いてある、一井常務も多分これ 48 行だと思いますけど、そこは変わらないとされていてそれ以外のものは、
0:30:23	計測制御系統施設としての存在しているものでは、
0:30:28	ないのかあるのかというところがちょっとよくわからないので、
0:30:34	継続系制御系とし、
0:30:37	施設として、
0:30:38	検査済みで存在してますということであれば、特段
0:30:45	私が言った内容は正しくなくて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:49	実際はこういうことなんですっていう説明、関西電力の説明が正しいことだと思うのでその現状からこここ変える、今回申請で変える。
0:31:01	前の状態がどういう状態なのかってところを明確に、手続き上のを明確にしておきたいと思うんですけれども。
0:31:12	関西電力の平野でございます。計測制御系統施設の要目表に記載されております整理ホークス 48 タイという記載に関してですけども、炉心のナカノ性情報反応度を制御するための、
0:31:26	組成療法として 48 体保有しているということでございまして、使用前には使用前確認を実施しておるものでございます。
0:31:35	はい規制庁スズキです。案ですので、
0:31:39	生業クラスター、継続制御系統施設として登録している制御棒クラスター 48 個で、
0:31:46	新規制のときにそれを 48 個を、ちょうど施設側の方に兼用かけたわけですよ。
0:31:54	そうそう残りは、
0:31:58	貯蔵施設側の設備として、
0:32:01	この新規制において、追加で検査をされようとしていたもしかした。
0:32:08	ということ、この状態なんでしょうか。
0:32:31	関西電力の北野でございます確認させていただきますので、お待ちください。
0:32:39	はい。お願いします。
0:32:45	申し訳ございません関西電力の平尾でございますちょっと確認に時間がかかりそうですので、よろしければ、復旧を進めていただければと思います。はい、規制庁スズキでは続けていきます。
0:32:58	今日、今日じゃなくても別に
0:33:01	審査会合のときにでもせ、説明していただいても、
0:33:06	現状からどういうふうに変えるっていう説明をされるときに、説明させていただきますも構いませんので、よろしくお願いします。続けてですね。
0:33:33	実際の今日を設工認として具体的に、
0:33:38	確認しなければならぬだろうといった、不確定性評価のところに行く前にですね、今回の添付資料ですね。
0:33:52	委員会に達しないためにに関する説明書ですねこれ。
0:33:55	資料 2 についていますけど、目次を見るとですね。
0:34:02	何か新規制のときと比べると随分、
0:34:05	別添別紙がいっぱいついてるなっていう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:08	感じなんですけど。
0:34:10	新規制の時には、
0:34:20	申請の時は別添 1 で良し、使用済み燃料の燃焼度の領域管理の話が書いてあるこれは今回なくなるということで、
0:34:29	別添 2 で、大規模漏えい時 50 条 2 項の時の未臨界性評価における、
0:34:36	不確定性評価の考え方ということで、ついていて、
0:34:43	それから、
0:34:44	別添 3 で、SFP の中性子吸収募集をタイ、これ今後なくなるので、
0:34:52	消えるということで、そうすると、別添、申請時については別添 2 の不確定性評価。
0:35:00	これが、
0:35:03	まずはついてれば別添としてついてれば構成は同じなのかなあというふうに思ったんですけども、
0:35:11	今回の申請の資料 2 の別添 1 は、
0:35:18	評価手法についてっていう、
0:35:20	説明が入ってきてるんですけども。
0:35:24	最初に設置変更許可のときに点、それがしっかり設置変更許可のときで、考え方、条件設定の考え方等がしっかり。
0:35:35	入ってるかどうかってところを見ていきますという話をしたんですがそれが、
0:35:40	添付 2 の中に、新規制のときと同じように、評価条件の設定の説明のところで、
0:35:48	設定の考え方等が、
0:35:52	許可のテンパチの通りに、
0:35:54	入ってくれば、特段何か評価手法について、改めて説明する必要も、
0:36:01	ないのかなっていうふうに思ったんですけども。
0:36:05	それから一妥当性、改正景観妥当性確認についてはこれは
0:36:12	言ってみれば、
0:36:14	QMS の
0:36:16	多分関西電力の場合はこれ調達のプロセスだと思いますけど、
0:36:21	その中に入ってる内容であって、あえてそれを申請する。
0:36:29	何か内容ではない気がするなあというところがありますそれから、
0:36:36	別紙の方いきますと、新規では、
0:36:40	計算プログラム解析コードの概要っていうのが別紙としてついてる今回もそれはついてるけどそれ以外に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:47	条件設定だったりその根拠だったり、それから等許可のときに、
0:36:54	裕度を見るっていうので、別紙 5 の
0:36:59	流量条件の
0:37:01	ところの臨界に関する頑健性についてっていうところを、
0:37:06	確認しましたけれども、あれは言ってみれば許可の、
0:37:12	規制委員会のくだりを見ていただければもうはっきりしますけれども、緊急時対応において、どのぐらいの裕度があるかっていう、
0:37:21	観点で、
0:37:24	結構乱暴に水を入れても大丈夫ですよって確認をした。
0:37:29	内容なので、臨界防止の確認の観点で、
0:37:35	特段、設工認の話ではないかなというふうに思っています。
0:37:41	結局聞きたいのは、申請の時に入ってて消えるものはいいとして、
0:37:49	新規の時に入ったもの以外のものを、なぜこの申請書の中に、
0:37:55	あえて入れてきたのかなっていうところが、
0:37:58	ちょっと意図がよくわからなくてですねまずそこを説明していただけますか。
0:38:11	はい。関西電力の木野でございます。今回新規の時にはつけていなかった別添の資料関係別紙関係をつけさせていただいた理由に関してですけども、
0:38:22	設置許可の断面で、今回の条件設定ですとか評価の内容というものを、1 度ご説明している内容でございますのでそれも踏まえましてすべての資料を、
0:38:33	今回、添付の 2-臨界説明書の方に入れ込み合わせて、再度ご説明させていただいてる次第でございます。
0:38:43	規制庁鈴木です。
0:38:47	心意気はわかりますけれども、
0:38:50	これ入れたことによって、ここからわずかでもずれると。
0:38:55	施設工認、
0:38:57	として、説明が成り立たなくなるので、
0:39:01	今後新たな知見が出てきたりだとか或いは
0:39:07	運転管理の中で保安規定の方に、
0:39:10	臨界を防止できるっていうところに関して、
0:39:14	QMSの中で、その辺の確認が必要であれば確認をするということに、
0:39:20	なっていくと思うんですけども、その確認で、
0:39:23	この

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:24	ここで細かく書いた記載と、
0:39:27	わずかでも違うことをやって確認をしてOKだみたいなことを管理されると。
0:39:33	なんかちょっと違うんじゃないのって話になりかねないと思うんですけどもそこまで、
0:39:39	きっちり管理していきますという、そういう表明だというふうに我々理解してよろしいですか。
0:39:49	関西電力の福原です。少々お待ちください。
0:42:33	はい。関西電力の福原です。お待たせしました。今回の申請書の添付資料の構成が今日のような形になっている背景は先ほど平野がご説明した通り、
0:42:50	なんですけども、今日カーでご説明した内容を入れておくべきであろうというところでつけたものです。しかしながらですね今しがた杉さんからおっしゃっていただいた、
0:43:03	ようなこともよく考えてみる必要があるなというふうに今、思いましたので、先ほど、
0:43:13	基本設計方針のところを修文という話もさしていただいたところですので、ちょっとこの添付資料の構成について、
0:43:24	ではですね。
0:43:26	少し再検討さしていただけないかなというふうに思っております。
0:43:34	はい規制庁スルケースわかりましたその辺は
0:43:37	再検討された結果を見せていただいて判断をしたいと思います。一方でですね、
0:43:46	添付2の、
0:43:48	ん中に、計算条件を記載している。
0:43:51	ところが、
0:43:53	あって、それは
0:43:55	新規制の時も同じように計算条件を示していたんですけども、新規制の時は、どちらかというとな体系的な
0:44:04	話ぐらいしかなくて、
0:44:08	減速材の条件なんか炉物理で考えられる範囲一通り見ますよってことなので、特段、それ以外を何か書いておくほどのものでは、
0:44:18	なかったのかなというふうに思うんですけど、今回は、設置変更許可のテンパチで、
0:44:26	最終補正ですね8月10日に補正していただいたときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:32	実効増倍率IIを大きく支配する。
0:44:38	パラメーターを一通り列挙してそれについて、どんな考え方で条件を、
0:44:45	設定していくというところは明確にしたというふうに思っておりますんで、
0:44:53	乱暴な言い方すると、このパラメータを変えない、或いはそのパラメータ 一の条件設定の考え方を変えない限りにおいては、
0:45:02	その中で足新たな知見が出てきたりだとか、或いは、設備を変更したり だとか、
0:45:09	したとしても、その条件の中で条件設定していくんですよと。
0:45:14	というような形に管理されていくのかなというふうに思っています、
0:45:20	なので、これが、この計算条件の中に、
0:45:26	まず書いてあることが、どちらかという、いう重要で、どういうふうに、
0:45:31	どんな根拠に基づいて条件を、この数字にしましたっていうのは今書い いろいろ別紙とかでいっぱい書いてあるような、
0:45:38	ことよりかはそちらの方が重要に思うんですけれども、
0:45:42	なぜそこのところを入れなかったのかっていうと別紙に書いてあるから ですっていう気もするんですがそれだったらむしろ店舗の条件設定のと ころにその条件設定の考え方或いは、
0:45:55	どんなパラメータを考慮していくかっていうところをテンパCを右から左 へ、
0:46:00	スライドするっていうこと。
0:46:04	にされる方が何かわかりやすい気がするので、その辺のところも、検討 にあたっては考慮いただければなというふうに思いますけどよろしいで しょうか。
0:46:22	ちょっと関西電力の平尾でございます。今おっしゃられたような、パナメ ータの条件設定の部分っていうのを現在別紙の1の方に、
0:46:32	詰まっていっちゃうのは別添の1の方に回っていただいているんですけど もそうではなくて、添付資料の2の本文の方に入れて、は良いのではない でしょうかというようなコメントと、
0:46:46	受け取りましたけどその認識でよろしかったでしょうか。コメントではなく てですね、検討されるってことだったんで、
0:46:54	検討された方がいいんじゃないですかっていうことを言ったんですけど もCここの評価上、計算条件のところ、
0:47:01	その内容を書くのがなかなか、
0:47:03	煩雑で難しいですっていうことであれば、紐づけて別添に飛ばしていた だいても別に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:10	構いませんけれども、そんなことするほどの内容ではないと。
0:47:15	いう思いはありますということだけお伝えしておきます。
0:47:20	ご理解いただけたでしょうか。
0:47:33	規制庁鈴木です補足しておく、
0:47:35	計算条件のところ、別添1は紐づいてない。
0:47:38	ということだけお伝えします。
0:47:49	はい。はい。海外電力の打田でございます承知いたしました。検討させていただきます。
0:47:55	はい。規制庁鈴木です。では続けてですね。
0:47:59	ここまでが申請書の設工認の申請書の体裁等含めて確認をしたかったところ、ここからが、
0:48:10	最初にお話した通り、不確定性の評価、
0:48:15	の内容の話になってきますので、
0:48:19	同じ資料2の3ページの最後の計算結果のところ、不確定性、
0:48:24	評価した結果を考慮して、0.98以下を満足していますということを書いてあるんですけども、
0:48:33	ここには、水を冠水状態。
0:48:38	と固定して、
0:48:40	結論が書いてあると。で、じゃあ、この不確定性の、
0:48:46	評価の別紙を、別添か別添を見にいくとやっぱり、
0:48:52	冠水状態の話しかなくて、今回の解析結果でいうと、資料2の、
0:49:03	9ページに、
0:49:05	許可のときに示していただいた。
0:49:08	結果の図が、
0:49:09	載ってますけれども、
0:49:11	我々
0:49:13	水位がドーンと落ちてきて実効増倍率がものすごく下がっているようなところっていうのは、
0:49:20	あまり、
0:49:23	不確定性の評価のところを、
0:49:26	一々精緻にやってもあまり意味はないかなというふうに思っていて、
0:49:30	一通りしっかり説明はさせていただくことが重要なんですけれども、
0:49:38	冠水の際に、0.947実効増倍とか計算値が最大になりますこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:45	そうですねただ、そこから水位がある程度下がって1メートルぐらい下がるところまでっていうのは或いは1メートルが1.5メートルぐらい下がるところまでは、
0:49:57	それほど実効増倍率の計算値って下がっていないので、この辺の不確定性が、
0:50:03	冠水時より大きくなると、0.98と判定をする時においてはむしろ厳しいところが若干水位が下がったところ、
0:50:12	の可能性がないのかなっていうところが、
0:50:17	説明を聞いてみないとわからないなっていうふうに思ってるんですけど、ここをなぜ冠水だけで、
0:50:24	OKということに、まず記載をされているのか、そこを説明していただけますか。
0:50:39	はい。関西電力福原です。少々お待ちください。
0:51:04	関西電力の平野でございます。こちらで記載させていただいております。確定性というものに関しましては報道による不確定性と、あとはラック等の製造公差による不確定性に、
0:51:15	に関しまして述べているものでございますので水位の変動による影響というものはないと考えております。
0:51:25	規制庁ツツキしないと思いますじゃなくて、ない、ないんであればないというふうな説明をしていただきたいんですけども。
0:51:32	一方で
0:51:38	等、
0:51:41	別紙の、
0:51:44	1-20、
0:51:48	これ許可の時に示していただいた。
0:51:54	ベンチマーク実験の椎葉伊井事故倍増Cはいいんですけども、
0:52:02	これは
0:52:06	商業機密だっということだったので具体的には言いませんけど、
0:52:11	既許可の、すいません、キリン課の時に、新規制の時の認可申請の時に、
0:52:20	示されていった臨界実験の多くのケースですね。
0:52:27	これは塗り菱形かな。
0:52:32	これの花Cに加えて、
0:52:37	スイテイカジのっていう話が、
0:52:41	今回ケースが追加されて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:44	いて、水位低下したときに、
0:52:46	海水を注入する設備はそこ塩素を含むということで演奏を含むっていうものも、
0:52:53	追加されているんですけども、要するに水位が下がってきたときには、何かしらばらつきが広がるっていうふうには、
0:53:01	説明がなされているのかなっていうふうには、許可の時には聞いていたし今回それをそのままつけてきているので、
0:53:09	そうだろうなと思っていたから、冠水以外のところの不確定性っていうのは、
0:53:15	今変わらないと思いますという説明が、
0:53:19	残念ながら理解できないと。
0:53:21	いうところですけども、それから、
0:53:23	燃料方とか、ラックだとかラックの遅取りだとかこの辺の
0:53:31	交差に関わるような影響っていうのは、
0:53:35	水が落ちてきた時に変わりませんっていうのが、
0:53:40	それで結果的に
0:53:44	同じぐらいになりましたってことなのか、いや、
0:53:47	それぞれ計算してみないとわかんないんじゃないのかなっていうふうには、
0:53:50	思うんですけども。
0:53:52	その2点をちょっとまず、
0:53:56	聞いてみないとわからないんですけどもそこはやっぱり変わらないということではよろしいですか。
0:55:00	関西電力の平野でございます。1点目のスイテイカジの確定。うん。
0:55:10	平成に関しましては、持ち帰った上で確認させてください。2点目の製造公差等による影響というものも水位低下によって変動するのではないかとこの部分に関しましては、こちら、比較形状による策定性になりますので、ご検討しないものとなっております。
0:55:32	規制庁都築ですまは1点目も2点目もですね。
0:55:37	思いますとか変わりませんっていうのも口頭でしかないんで、今後は資料をもって、その辺をしっかりと説明をしていただきたいと思いますんで、
0:55:48	ここについては技術的な確認をしていくので、
0:55:53	今後
0:55:55	論点としていきますのでその辺をご認識ください。で、それ以外のところは、冒頭申し上げた通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:03	しっかり記載ができていないか、間違いなく、許可の名の時の説明内容が落とし込まれているかという観点で書類上の確認をしていけば、
0:56:13	いいかなというふうに考えているところです。まず設工認については、規制庁側から、本日の時点で事実確認したいところは以上になります。
0:56:25	関西電力から何か、まず設工認について、
0:56:30	説明しておきたいことが追加があれば、お願いします。
0:56:42	反対電力の平尾でございます設工認に関してこちらからご説明させていただきたい、事項というのはございません。
0:56:51	はい。規制庁鈴木です。では続いて保安規定側に行きたいと思えますけどよろしいですか。
0:57:00	はい。保安規定の説明に入らせていただきたいと思います。です。
0:57:18	をさせていただきます。保安規定側に関しましては、もうQAかなという認識でよろしかったでしょうか。
0:57:27	規制庁鈴木です。
0:57:29	私の申請書の読んだ理解が正しいかどうかをも同じように、設工認と同じように確認はしたいという、いうところです。
0:57:40	承知いたしましたそれではQAから入らせていただければと思いますのでよろしくをお願いします。はい。
0:57:47	申請書のですね、
0:57:52	これ今回変更してきたな。
0:57:54	第1編、高浜代議員ないのかな。
0:58:00	新燃料の貯蔵の95条のところ
0:58:05	同僚(8)で書いてあった。
0:58:09	あらかじめ、
0:58:12	確認している。
0:58:14	条件。
0:58:15	というところ、これが
0:58:23	濃縮度と、燃焼度と中性子吸収体、有賀氏の、
0:58:29	図で、これを、
0:58:31	削除すると、
0:58:35	90、
0:58:37	七条も同じところを、
0:58:41	削除する。
0:58:43	それから、98条も同じところを削除する。その代わり、
0:58:49	今言った三つの条文全部、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	変更後の両括弧 9。
0:58:59	変更前で言うと、両括弧中ですねここに、
0:59:06	新燃料の移動にあたって、
0:59:08	新燃料の 95 条で読むと新燃料の移動にあたって、誤配置を防止する措置を講じること。
0:59:15	これが 34 号のみに変わって 12 号は、そこが特段なくなってしまうんですけど、
0:59:23	鳥栖 34 号のみってここ入れる。
0:59:27	理由がちょっとよくわからなかったんですけど。
0:59:30	34 号で何か特別なことをやっているんですかね。ちょっとそこを確認したいです。
0:59:36	それと先ほど言った修正はここですよってところが、理解が正しいかどうか、もう設備、確認をお願いします。
0:59:46	はい。はい。関西電力の平野でございます。ちょっと修正箇所、ご認識の通りで間違いございません。
0:59:53	また今ほど米質問いただきました
0:59:57	後装荷防止に関する措置に関してですけども、
1:00:02	既存の高浜生田合計も含めてなんですけども、当委員会を担保するための領域の管理というものを実施しておりますので営業の移動時に関しましては通常の作業員に加えまして、専属の燃料の話を配置しております作業員とともにダブルチェックをすることに、
1:00:20	あらかじめ確認した場合に、適切に原料が配置されることというものを監視する体制をとっております。
1:00:28	規制庁鈴木です。
1:00:31	何か 345 は何か制限があるってことなんですか。そこがちょっと変更前の両括弧 9 と。
1:00:40	関連して、
1:00:42	両括弧中がある。
1:00:46	これはセットなんですかね。
1:00:56	関西電力の平野でございます。相当そのご認識の通りでございまして、従前の(8)におきまして、
1:01:04	領域、
1:01:06	を管理確認した箇所に配置するという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:09	もの、34号に関しては9(9)において領域に基づいて管理することというのを述べておりますので、(10)において誤装荷、誤配置を防止する措置というものを講じております。
1:01:21	規制庁スズキ添 345 も、
1:01:24	新燃料敷き詰めじゃなくて何かしらな何かの新令和新燃料なのかもしれないけど何か、
1:01:31	どんな条件を可視化しているんですかこれ。
1:01:43	はい。関西電力の平野でございます。34号機におきましても以前に、
1:01:50	貯蔵領域を設けまして、
1:01:54	臨界に至らないことを確認したと。はい。はい、そのように
1:02:00	ツツミの舟山会長感じているものでございます。ご確認いただいております、保安規定の審査資料のですねと。
1:02:10	ホームページの56ページご確認ください。
1:02:14	こちらは高浜34号機ピットエリアにおいてすでに確認されている、デンヨー使用済み燃料ピットの間、民家に至らないことを確認している。
1:02:25	共同エリアでございますけども、こちらのストライプの図にも置いて浦野新燃料もしくはMOX新燃料出力度においても、人が行かないことを確認しております、
1:02:36	その制限の中でそれよりも、反応度が低い値に進めることをによって、移動後においても臨界に至らないものをご確認していくこととでございます。
1:02:48	規制庁鈴木です。MOXが絡んでるってことで理解できました。わかりましたありがとうございます。
1:02:59	ん。
1:03:06	ちょっとだけ、
1:03:14	この記載で、
1:03:17	34号に、
1:03:19	引っ張られて、何か記載。
1:03:22	が必要なのかな。
1:03:25	思うことも、
1:03:29	あるんですけど、
1:03:33	結局今回、
1:03:36	解析条件を、
1:03:38	しっかり設備に、12号の話ですけど照らし合わせて、
1:03:42	やってきMaaSというふうに、
1:03:46	やったので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:49	各設備、
1:03:51	もしくは手順等ですね手順アノ。
1:03:54	. プーのを、
1:03:56	2 か 3 の方にあると思いますけど、
1:04:00	何かその辺の、
1:04:02	からミイなんかは、
1:04:04	12 号の制約条件に逆になるのかなっていう気も。
1:04:09	今思ったんですけど。
1:04:12	ちょっとその辺を、
1:04:13	最終的にはQMSでしっかり管理されるので、
1:04:16	いいと思うんですが、
1:04:19	何かしらこの辺の、本文の中に、
1:04:23	25 じゃなくて本文の中に、
1:04:26	何か書いとくみたいなの、そういう、
1:04:30	アイデアみたいなのは、特段関西電力の中では、
1:04:35	この変更申請の記載を検討するにあたって、
1:04:41	検討事項として挙げたりしてこなかったですか。
1:04:52	はい。
1:04:53	はい。関西電力の福原です。今夏許可を受けまして設置ポイント保安規定の変更内容を社内で検討させていただきました。
1:05:04	本人の保安規定燃料関係ですね新燃料を計上を上げてますけども、その条文の中に
1:05:20	今回変更前後上でお示しておりますけどもそれ以外のものについてはですね、あえて運用上安全上の観点から縛らないといけないようなものはないというふうに我々は判断しているところでございます。
1:05:36	規制庁鈴木です。ありがとうございます。まず、とりあえず検討はされて、
1:05:41	とりあえずそこまで、本文に書く必要はないだろうという判断をされたということですね。
1:05:50	はい。その通りでございます。わかりました。
1:05:54	続いて、
1:05:58	藤。
1:06:01	不足くうの施工。
1:06:05	の話なんですけど、
1:06:08	これは先ほどの設工認の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:15	工程表が、
1:06:20	と関連すると思うんですけど、
1:06:25	設工認の申請者の、
1:06:28	ローマ数字 3 の 1 ページ。
1:06:30	ですね。
1:06:33	これ一、
1:06:35	この工程表からすると、
1:06:39	この施行日ってのは、
1:06:43	どの辺になる。
1:06:47	つもりでいるんでしょうか。
1:06:52	その使用前確認管完了日、
1:06:56	もしくは、
1:06:58	云々ってところの、
1:07:02	その日付ですね、この辺のところかどの辺に、
1:07:06	もう今んとこ予定しているのかちょっと説明をしてもらえますか。
1:07:12	はい。関西電力の平尾でございます。保安規定の審査資料の、
1:07:19	通しページの 8 ページ目右肩の 5、パワーポイントの資料で言いますと右肩の 5 ページ目に、当設工認のスケジュールも含めて記載させていただいておりますけども、
1:07:29	設工認の工事期間というものに関しましては、こちら上から三つ目設工認という欄の工事予定という部分に記載させていただいております、工事の完了日、
1:07:41	というものが使用前確認省略等を受けた日というふうに考えておりました。そちらの日、ここに関して、そちらの日以降に判定に関しましてはあと決定をさせていただくというふうに考えております。
1:07:58	すいませんちょっと資料が間に合わなくて、
1:08:02	保安規定の、
1:08:06	等、
1:08:08	審査資料でいうと、5 ページでよろしいですか。
1:08:13	通しページでいうと、下の方に仮記載があります 8 ページ目でございます。
1:08:18	規制庁続けてありがとうございます。この、
1:08:22	使用前、
1:08:26	確認しよう。
1:08:28	受領の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:30	時点をもって施行する。
1:08:32	する違うな。
1:08:38	関西電力に4月を今、3月に、
1:08:44	設工認と保安規定の認可が出れば、4月には施行したいという、そういうことですね。
1:08:50	はいその通りでございます。保安規定に関しましては認可後10日以内に施行するものとしておりまして、施行はいたしますけども実際に変更内容が適用されるというものに関しましては後、設工認の使用前、完了後を予定しております。
1:09:14	そこから燃料装荷するってことですか。
1:09:28	燃料を動かそうと、SFPから
1:09:32	に新燃料を入れて、そこから原子炉の方に動かそうとする。
1:09:36	その手前から来これって引っかかってくるんですね。
1:09:43	関西電力の石田でございます。所属説明させていただきますと、保安警備規程自体は4月に施行させてもらう予定なんですけれども、
1:09:54	既工認による起動ですね、上の方ですけど発電所工場例えば高浜1号炉の場合ですと、6月に起動する予定しまして、
1:10:04	使用前確認庁が再稼働後に受領した後をもって、土岐本川クローズしますので、それ以降に工事を始めて、
1:10:15	やろうと思っております。ですから、施工を次の原子炉が起動するまでは、適用を待つというふうにご理解いただければと思います。
1:10:27	規制庁柘植そうすると、
1:10:30	新規制度設工認の
1:10:33	基本法、成形法法人の検査のところなんかは、
1:10:40	新規制の時の検査はそこは取り止めて、
1:10:45	今回の設工認の方の、
1:10:47	検査を持って帰るみたいなそんな感じになって、
1:10:51	保安規定はもうその状態のものが施工済みであるってというような状態で、先ほど言った
1:10:58	私が言った是正って言い方しましたが、是正がなされるというような、
1:11:03	そんな感じのイメージなんでしょうか。
1:11:09	関西電力の石田です。新規制側の基本設計方針検査とかにつきましては、今回の工認が考えずに従来通りの既工認の方で、すべて、
1:11:21	受検して終了させる予定でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:25	で、保安規定に関しましては、一応、施行はするんですけども適用時期を、新規制の起動に関しては、施行しませんので、適用がないというふうにご理解いただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
1:11:42	規制庁都築です。そうすると、
1:11:46	独立して並行して今回の設工認の、
1:11:50	基本設計方針検査も、
1:11:52	並行してやって、最後そこ帳じり合わせて、
1:11:56	結局この保安規定、新しい保安規定の方で、
1:12:00	実際に、
1:12:03	運転を開始できる状態になっているということに、
1:12:07	つじつまが合うというか、
1:12:10	という状態になるという、
1:12:12	そんなイメージですか、ちょっと私の理解が。
1:12:15	ちゃんとできてるかどうか。
1:12:18	はい。すいません、関西電力の福原です。もう一度整理してご説明させていただきますと、まず6月に高浜1号機、7月に高浜蓋号機で原子炉起動と。
1:12:32	予定しておりますこれ新規制を受けてのは一発目の再稼働を、の原子炉起動でございますけれども、こちらの起動につきましては、今、本日からご審査いただいている、この設工認、
1:12:49	ではなくってですね、もともとすでに認可いただいている機構に、ベースでの原子炉再稼働を行います。
1:13:01	その上で森崎角ハタした後に、本日からおそらく、我々希望で今この3月エンドウアノ、認可希望って書いてますけども、
1:13:13	そこで認可いただいたものを、この点線の矢印の期間をしばらく寝かしておいてですね、12号が5G再稼働を果たした後に、こちらの認可になるように切り換えていくと。
1:13:25	いうことを今我々として考えております。一方この保安規定の方につきましてはですね、同じく3月末に認可希望をとしておりますけども、そちらについては、7月、認可いただきましたその後比較速やかに施行はするんですけども、
1:13:44	ちょっと申請書、後程ご確認いただければと思いますけども、記載をした人が結構施工はするんですけども、適用は、この上の矢印書いてますように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:57	高浜 12 号の、このそれぞれの新しい方の設工認への認可ですね隣町大前、完了日、もしくは省略の手続きが済んだ後に適用すると、ここもちょっと微妙なややこしいんですけど、施行はされてるけども、
1:14:14	適用はしていない期間が設けられると、というような運用をしようというふうに今考えているところでございます。規制庁杉です。多分理解できたと思うんですけども、もうちょい、もう一度確認なんですけどそうすると具体的には、
1:14:28	1 号例えば 6 月の終わりの方で、
1:14:34	起動しようとするために、新燃料を含めて、SFPの方に、
1:14:42	燃料を納めた状態っていうのは、
1:14:50	今回の保安規定の変更認可の状態ではなく従前の例、現状の認可状態の、
1:14:58	領域設定をしている状態で、燃料を行ったSFPに収めて炉心を組んでいくと。
1:15:07	で、
1:15:09	原子炉が起動した後、どこかで適用され、
1:15:13	るのでそれは多分、
1:15:15	起動した後停止するまでの間に多分適用されるので、止まった後、使用済み燃料を入れるときにはもう、
1:15:23	使用済み燃料の燃焼度領域の数設定には縛られない。
1:15:29	取り出し方ができるようになっているよっていう、そういうり、ふうに理解したんですけど、これ、新しいですか。
1:15:40	はい。関西電力フクハラ図は全くそのご理解の通りで結構です。規制庁ツツキつ理解しました。ありがとうございます。
1:15:47	私から、
1:15:53	設工認保安規定について、確認したか、今日の時点で確認したかったところは、
1:16:00	以上です。他の規制庁側で他の何か確認したいところありますかでしょうか。
1:16:43	規制庁鈴木ですちょっとお待ちください。
1:17:14	あ、規制庁ツツキスズキ規制庁から、今日の時点で、各事実確認したいところは以上です保安規定。
1:17:21	含めて、関西電力から、先ほどの制御棒クラスタの話も含めて、追加で説明するところが、
1:17:31	今日の時点であればお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:04	なんか、関西電力の福原です。特に私どもの方から、
1:18:11	ないんですけども宿題事項というかファイトボードのまとめはさしていただいてよろしいですか。
1:18:20	はい規制庁イトウでそれでは振り返りということで移していただきながらですかね今日の
1:18:29	内容についてお願いします。
1:18:34	関西電力の日野でございます。ちょっと今の投影することができないので報等のな。
1:18:41	での確認になってしまいますけどもよろしかったでしょうか。あ、規制庁イトウですはい釜谷先生お願いします。
1:18:51	いいですか。はい。すみません関西電力の富樫でございます。それでは、中で一つ一つ確認させていただければと思います。1点目がですね設工認の方で、基本設計方針の中で、
1:19:06	設備側の、
1:19:09	記載につきまして前文でしっかり条件と書いた価格等ですね少し記載を見直させていただくというところで1点目、
1:19:20	ちょっと理解しております。
1:19:21	それから、2点目ですけれども、こちらも同じく設工認の中でですけれども、制御棒クラスターの継続性量を計の40、8対1、
1:19:34	それ以外のピットにあるものについて
1:19:38	ホリノものについて追加で検査しているのかどうか。
1:19:42	ところの確認が2点目。
1:19:45	それからですね同じく設工認側ですけれども、今回の申請書での当テンブ坂部氏の位置付けですね、
1:19:57	何をエンピとするかといったところを、再検討させていただくと。
1:20:01	いうところが3点目。
1:20:03	それから、続きましてですけれども、同じく設工認の中で今回の
1:20:12	評価条件、計算条件ですね、につきまして、
1:20:18	設置許可の添付資料8の方で書かせていただいている条件について、本文に書くのかどうかも含めて今回の設工認の申請書の中にも、記載するかどうかで検討させていただくと。
1:20:33	いうのが4点目。
1:20:38	少々お待ちください。
1:20:48	つきまして不確定性のを、
1:20:51	議論のお話の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:56	条件としまして今回冠水所条件での是正を示しておりますけれども、水位が低下した時の不確定性、
1:21:06	と、それから製造公差の推移について
1:21:12	考慮する必要があるのかどうかといったところですね、ちょっと
1:21:16	検討するというのが、
1:21:19	5点目ですね。
1:21:25	少々お待ちください。
1:21:44	あ、すいません失礼しました。一番最初のちょっとコメント抜けておりましたので衛藤。
1:21:49	設工認の話ですけれども基本設計の中の表 1、
1:21:54	巻き付けるべきかどうかというところを検討して必要があればつけるというところでコメント。
1:22:01	6点目ですね。
1:22:04	こちらの※アノいただいた今回の中でいただくコメント以上と理解しております。
1:22:11	よろしかったでしょうか。
1:22:20	はい規制庁伊藤です。よろしいかと思えます。今、今おっしゃった今の話は設工認の部分ですかね、保安規定についてはどうでしょう。
1:22:35	その後、すいません関西電力の富樫です。設工認につきましては以上で、今まで保安規定側については今回特にコメントいただいてないというふうに理解しておりますが、それでよろしかったでしょうか。
1:22:49	はい。季節をイトウです。はい。それでよろしいかと思えます。
1:22:55	いいですか終わった。
1:23:06	これは、
1:23:06	切る前に言ったんです。どっち。
1:23:37	はい当間田島氏適切をイトウです。江藤とですね今日ヒアリングをやって審査会合については2月の中旬ごろを予定しています。
1:23:51	また詳細については、調整させ、調整をしたいと思えますけれども、今日今日ヒアリングで聞いたことも含めてですね
1:24:01	介護でもやりとりをさせてもらえればなと思っています。
1:24:07	そうしましたら差し支えなければ、これでヒアリングは終了としたいと思いますけれども、関西電力側から最後に何かありますでしょうか。
1:24:25	はい。監査委員力から特にございません。
1:24:30	はい。施設をイトウですそれではヒアリング終了したいと思いますありがとうございますありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:36	ありがとうございましたありました。
1:24:39	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。